

その行動、 本当に 大丈夫？

インターネット
と
人権

知らない間に
自分が悪者みたいな
投稿が拡まってる。
どうしよう…。

これ、おもしろそう！？
拡散しちゃえ！



CHECK

スマホ・インターネットで

こんなことしたことはない？

- 匿名だからバレないと思って、知らない人に対して馬鹿にするようなコメントを投稿した
- 人の悪口に対して、「いいね」した
- 出どころ不明の不確かな情報をおもしろそうなので、拡散した
- 友だちとのケンカの腹いせをするために、嘘やうわさを書き込んだ
- 「死ね」や「消えろ」など暴力的な言葉を書き込んだ
- 他人が撮った写真や描いた絵などを、まるで自分のもののようにSNSに投稿した
- 「いいね」がたくさんほしいために事実を誇張して投稿した
- よく知らないWEBサイトから画像や音楽をダウンロードした

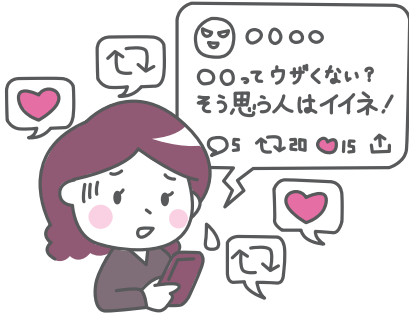
一つでも当てはまる場合は…

- ネット上で知り合った人と一人で会おうとした・会った
- 交際相手に裸の写真を求められ、断ることができずに撮らせてしまったり、送ったりした
- 自分の家・部屋や学校の制服、友だちと遊んだときの写真など、居住地や私生活が推測されやすい情報を安易に掲載した
- 自分の名前など個人情報をむやみに掲載した

一つでも当てはまる場合は…

SNSトラブル

SNS上で人の悪口や無責任なうわさなどを書き込むことは、絶対に許されない行為です。それらの意見に対して「拡散」や「いいね」などの反応をすることも、「その意見に賛同する表現行為」や「広めることに加担した行為」と捉えられ、同様に責任を問われます。実際に、名誉毀損罪として慰謝料が請求されたこともあります。



デマ・フェイクニュースの拡散

ある事件の関係者と服装等が似ているという理由で、無関係の人に対するデマがインターネット上で投稿・拡散されました。それを信じた人がその人の実名やSNSアカウントを特定し、誹謗中傷が繰り返されました。



著作権侵害

「おもしろいものはみんなで共有しよう」と思い、漫画の誌面を撮影し、動画サイトへ投稿。動画サイトの運営側から警告を受けましたが、投稿は好評だったためそのまま続けていたところ、著作権法違反容疑で逮捕されました。

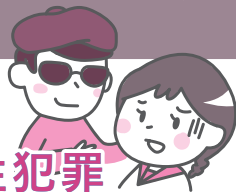


インターネットでの

実際にあった！こわい話

性犯罪

SNS上で知り合った人とドライブに行くと、人気のないところへ連れていかれ、わいせつな行為をされました。



大ゲンカをして別れた元交際相手に、交際中に撮られてしまった自分の裸の写真をインターネット上で公開されてしまいました。

児童ポルノ・リベンジポルノ

個人情報の特定

SNS上で自分の写真や近況などを投稿し、コメントや「いいね」が増えると思って全ての人に公開していました。すると、それらの情報から学校や自宅の所在地が特定され、ストーカーの被害にあってしまいました。



もしも嫌な書き込みをされたり

傷ついてしまったあなたを守る方法があります。できることからやってみましょう。

まずは距離をおこう

「ブロック」や「ミュート」機能を活用し、とりあえず見えない状態にすることをおすすめします。

削除依頼ができます

「通報」や「問い合わせ」を利用し、サービス運営者に投稿の削除依頼をすることができます。

一人で悩まず相談を

少しでも早く解決するために、信頼できる人に相談を。保護者・先生・友人に相談しづらい場合は、公的窓口を利用してみましょう。



法務省：インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

情報は操作されている

インターネットだけでなく、テレビや雑誌・新聞など、メディアから発信されている情報は、
発信する側の意図・主観によって編集・構成されています。

中には、間違った情報や人権を侵害するような表現が含まれていることもあります。
インターネットやさまざまなメディアからの情報に接するときに必要な「メディア・リテラシー」。
あなたは身につけていますか？

メディア・リテラシーとは

情報を受け取る時

メディアを読み解く力

同じニュースなのに
どうして発信社によって
報道が違うのかな？

この情報
本当かな？

発信元は
信頼できる？

メディアからの
情報は
編集されています

情報を発信するとき

メディアを活用して発信する力

これって本当！？
「いいね」して大丈夫？

表現方法は
大丈夫かな？

情報を正しく
発信することが
大切です

偏った見方に
なっていない？

メディア・リテラシーを身につけるには、
「人権の視点」をもつことが必要です。
すべての情報が正しいとは限りません！

心がけるのは「人権の共存」

人は生まれながらにして、個人として尊重され、自由を保障されています。

また、誰からも差別されず、幸福に生きる権利を持っています。

自分の権利を守るとともに、相手の尊厳を守る、すなわち「人権の共存」を心がけることはインターネット上であっても同じです。

加害者にならないために

相手の尊厳を守る

- 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない
- 根拠のないうわさ話は載せない・拡げない
- 出どころ不明の不確かな情報を安易に拡散しない
- 他人がうつっている写真や動画・作品を無断で載せない
- 他人の名前や住所など個人情報を無断で載せない
- 他人の発言に対して無責任に便乗したり、エスカレートさせるような書き込みはしない

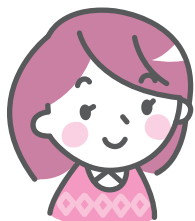
被害者にならないために

自分の権利を守る

- 自分の名前や住所など個人情報を安易に載せない
- 心当たりのないメッセージに返信しない
- ネット上の情報をうのみにしない
- ネット上で知り合った人とは安易に会わない
- 見覚えのない「無料」や「プレゼント」などの誘い文句には、むやみにのらない

フェイスブックやツイッターなどSNSが普及したことで、自分のことをみんなに共感してほしい・認めてほしいといった欲求がエスカレートしています。特に、コロナ禍で人との関係が分断されている状況では、より一層激しくなっています。気軽に利用できるからこそ、コミュニケーションの相手は人間であることを忘れず、「人権の共存」を心掛けることが重要です。

インターネットによって世界とつながったり、
できることが増えたり、便利で快適になったからこそ
インターネットやSNSの特性を理解し、
人権意識をもって利用することが必要なんだね！



column

共感・承認欲求

SNSの普及によって自己表現が気軽にできるようになり、それに対する反応をすぐに受け取ることも可能になりました。「いいね」や拡散などにより、誰かに認められていることが可視化されたと同時に、「認められたい」「共感されたい」という欲求が、より一層駆り立てられるようになりました。これらの欲求は、個人差はあれど誰にでもあると考えられています。欲求がエスカレートして、表現を誇張したり、嘘をついたり、「いいね」の数に固執してしまうことのないよう、上手に付き合っていく必要があります。

Instagramの「いいね」

「いいね」の数ではなく、写真や動画をシェアすることに集中してほしいとの思いで、「いいね」の数を非表示にするテストを実施。2019年9月より日本でも開始され、現在もその状態が続いています。

人権相談窓口

人権相談(全般)

富田林市立人権文化センター……………0721-24-0583
みんなの人権110番(法務局)……………0570-003-110
大阪法務局富田林支局……………0721-23-2432
(一財)大阪府人権協会……………06-6581-8634

人権なんでも相談

- とき:毎月第4金曜/13:00~16:00
(5月、12月は第2金曜)
- ところ:市役所 市民相談室
- 問い合わせ:人権・市民協働課 内線472

女性の人権相談

女性の人権ホットライン(法務局)……………0570-070-810
女性の悩み電話相談【府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)】
……………06-6937-7800(火曜~金曜/16:00~20:00・土日/10:00~16:00)
DV相談+(プラス)……………0120-279-889
大阪府女性相談センター……………06-6949-6022(全般)/06-6946-7890(DV)
富田林子ども家庭センター……………0721-25-2065(DV)
富田林警察署 生活安全課……………0721-25-1234(DV)
大阪府総合労働事務所……………06-6946-2601(セクハラ)
SACHICO性暴力救援センター……………072-330-0799(性暴力被害・24時間)

女性の悩み相談・面接

- とき:第1火曜/9:30~15:30
第2木曜/10:30~15:30
第3土曜/9:30~11:30
- ところ:男女共同参画センターウィズ
(すばるホール内)
- 予約:人権・市民協働課 内線474

女性のための電話相談(特設)

- とき:4月・6月・11月の特定日
- 専用電話:0721-23-0567
(詳細は市HPにて)

子どもの人権相談

子どもの人権110番(法務局)……………0120-007-110(全般)
児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間)……………189
大阪府子ども家庭センター……………072-295-8737(夜間休日虐待通告専用)
子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会)……………06-6646-0088(月曜~金曜/11:00~16:00)
子どもの悩み相談(府子ども家庭センター)……………0120-7285-25(子ども専用・24時間)
チャイルドライン(チャイルドライン支援センター)……………0120-99-7777(子ども専用/16:00~21:00)

その他

【インターネット】人権相談窓口(大阪法務局)……………06-6942-9496(月曜~金曜/8:30~17:15)
(大阪府)……………06-6581-8634(月曜~金曜/9:30~17:30)
【新型コロナウイルス感染症】府民健康相談(大阪府)……………06-6944-8197(9:00~18:00)
富田林市新型コロナウイルス感染症総合案内……………0721-25-1000(内線105)
【福祉全般】富田林市福祉なんでも相談……………地域福祉課 内線273
【性的マイノリティ】にじいろホットライン[市人権教育・啓発推進センター]……………0721-20-0285(第1~3土曜/10:00~15:00)
【犯罪等被害】大阪被害者支援アドボカシーセンター……………06-6774-6365(月曜~金曜/10:00~16:00)
【ひとり親家庭】大阪府母子・父子福祉センター……………06-6748-0263(月曜~土曜/10:00~16:00)
ひとり親家庭相談……………072-923-4152(土日夜間電話相談)
【自殺予防】大阪自殺防止センター……………06-6260-4343(金曜13:00~日曜22:00)
関西いのちの電話……………06-6309-1121(24時間)
自死遺族相談(府こころの健康総合センター)……………06-6691-2818(予約制)
【自閉症・発達障がい】富田林市人権教育・啓発推進センター……………0721-20-0285(面談・要予約・第2・4月曜)
【ひきこもり】府こころの健康総合センター……………06-6697-2750(専用電話・月曜~金曜/10:00~12:00)

2021(令和3)年3月発行 市民人権部 人権・市民協働課

〒584-8511 富田林市常盤町1-1 TEL.0721-25-1000 FAX.0721-25-9037

制作:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

この冊子は、森林認証のパルプを一部配合した紙を使用しています。

